

# Answer 3

区分番号		点数
C106	<p>在宅自己導尿指導管理料</p> <p>注1 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、在宅自己導尿に関する指導管理を行った場合に算定する。</p> <p>注2 第2款に定めるものを除き、<b>カテーテルの費用は、所定点数に含まれるものとする。</b></p>	1,800点
C163	<p>特殊カテーテル加算（新設）</p> <p>1.間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル <u>イ 親水性コーティングを有するもの</u> ロ イ以外のもの</p> <p><b>2.間歇バルーンカテーテル</b></p> <p>注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。</p>	960点 600点 <b>600点</b>

# Answer 3

## 区分番号

C163

### 特殊カテーテル加算

「1」の「イ」親水性コーティングを有するものについては、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルとして、親水性コーティングが施されたカテーテルであって、包装内に潤滑剤が封入されており、開封後すぐに挿入可能なもののみを使用した場合に算定する。

「2」の「間歇バルーンカテーテル」とは、患者自身が間歇導尿を行うことが可能なカテーテルであって、当該カテーテルに接続してバルーンを膨らませるためのリザーバーを有し、患者自身が消毒下で携帯することが可能であるものをいう。

**間歇導尿用ディスポーザブルカテーテルと間歇バルーンカテーテルを併せて使用した場合は、主たるもののみを算定する。**